

福岡県公報

令和三年三月十六日
第百八十三号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務企画課) ……………一

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会公印管守規程(昭和三十一年四月教育委員会訓令第二号)の一部を

次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(職務代行の場合の公印の使用)

第五条の二 教育長等に事故等があるため、他の者が職務代理、事務取扱等によりその職務を代行する場合には、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。

別表第二中

8の9

福岡県立
(ふれあいの
家名) 所長印

を

8の9

削除

に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。